

脊髄性筋萎縮症による肢体不自由のある子ども(16)の一事例から

居住地:埼玉県入間市

障害の程度:身体障害者手帳(四肢体幹機能障害)1級、医療的ケアなし 小1~小2/車いす→小2~小6/簡易型電動車いす→小6~/電動車いす(自重:約120kg)を使用

	通常の学級において実際に受けた支援	特別支援学級(肢)に就学したら受けられたであろう支援	特別支援学校(肢)に就学したら受けられたであろう支援
市立A小学校 平成14年4月 から 平成20年3月	<p>自宅から直線距離で約1.1km/転居後約1.0km</p> <p>【介助】介助員5時間/日[市制度⇒平成7年4月から] 範囲:校内と日帰りの校外学習 【バリアフリー】昇降口スロープ、体育館スロープ、多目的トイレ、手洗い場[新設] 【その他】多目的トイレに電動リフト設置(平成18年4月から) 【教室内】車いす用つくえ 【垂直移動】階段昇降機(平成15年4月から) 【通学】徒歩約20分。学校の要請により原則、親(またはきょうだい)の付き添い 【校外学習】学校の要請により親の付き添い(2年生の1回限り) 【宿泊学習】学校で対応 【修学旅行】学校で対応 【プール】入らない 【放課後】学童保育[入口スロープ、多目的トイレを新設](4年生まで在籍)、指導員の加配 [特例⇒制度上6年生まで利用可] 【奨励費】制度なし</p>	<p>市内に特別支援学級(肢)の設置校なし</p> <p>【奨励費】①学校給食費、②通学に要する交通費、③修学旅行費、④学用品・通学用品の購入費が支給</p>	<p>県立D特別支援学校(肢)小学部/自宅から直線距離で約5.1km</p> <p>【介助】教員がほぼマンツーマン配置 【バリアフリー】完備 【教室内】完備 【垂直移動】校舎が平屋建て 【通学】スクールバス 【校外学習】学校で対応 【宿泊学習】学校で対応 【修学旅行】学校で対応 【プール】学校で対応 【放課後】なし 【奨励費】①学校給食費、②通学・帰省に要する交通費及び付添人の付添に要する交通費、③学校附設の寄宿舎居住に伴う経費、④修学旅行費、⑤学用品・通学用品の購入費が支給</p>
市立B中学校 平成20年4月 から 平成23年3月	<p>自宅から直線距離で約0.6km</p> <p>【介助】介助員5時間/日×2名体制 範囲:校内と日帰りの校外学習 【バリアフリー】昇降口仮設スロープ、体育館仮設スロープ、多目的トイレ、手洗い場[新設] 【その他】多目的トイレに電動リフト設置[小学校から移設] 【教室内】車いす用つくえ 【垂直移動】階段昇降機 【通学】徒歩約7分。ひとりで登下校 【校外学習】学校で対応 【宿泊学習】なし 【修学旅行】学校が親の付き添いを要請→拒否→市教委と交渉し特例として2名の臨時介助員を確保→学校で対応 【プール】入らない 【放課後】なし(部活は任意) 【奨励費】制度なし</p>	<p>市内に特別支援学級(肢)の設置校なし</p> <p>【奨励費】①学校給食費、②通学に要する交通費、③修学旅行費、④学用品・通学用品の購入費が支給</p>	<p>県立D特別支援学校(肢)中学部/自宅から直線距離で約5.1km</p> <p>【介助】教員がほぼマンツーマン配置 【バリアフリー】完備 【教室内】完備 【垂直移動】校舎が平屋建て 【通学】スクールバス 【校外学習】学校で対応 【宿泊学習】学校で対応 【修学旅行】学校で対応 【プール】学校で対応 【放課後】なし(部活は任意/ただし親の迎え等が必要) 【奨励費】①学校給食費、②通学・帰省に要する交通費及び付添人の付添に要する交通費、③学校附設の寄宿舎居住に伴う経費、④修学旅行費、⑤学用品・通学用品の購入費が支給</p>
県立C高等学校 平成23年4月 から 在学中	<p>自宅から直線距離で約3.3km</p> <p>【介助】介助員5時間/日[県制度⇒平成23年9月から]+有償ボランティア3~4時間 範囲:校内 [1年生1学期⇒県の介助員制度が未整備のため、市の心身障害者通学等移動介護人派遣事業を特例として利用。県に介助員制度の整備について交渉] 【バリアフリー】昇降口スロープ、多目的トイレ[既設]/体育館スロープ、手洗い場[新設] 【その他】多目的トイレに移動式電動リフト設置[新設] 【教室内】車いす用つくえ 【垂直移動】階段昇降機[平成24年度のエレベーター設置を計画中] 【通学】徒歩約15分+電車3分+徒歩約10分。雨天時は合羽の着脱のため親の付き添い 【校外学習】★障害福祉サービスの移送サービスを手配(自己負担金 ¥4,450)★ 【修学旅行】★県教委の基本的考え方:①親が自弁で介助者を用意または親の付き添いを求める、②現地の移動や宿泊に関する経費増額分についても親が支弁すべき★ 【プール】施設なし 【放課後】なし(部活は義務) 【奨励費】制度なし</p>	<p>県立D特別支援学校(肢)に就学したら受けられたであろう支援</p>	<p>県立D特別支援学校(肢)高等部/自宅から直線距離で約5.1km</p> <p>【介助】教員がほぼマンツーマン配置 【バリアフリー】完備 【教室内】完備 【垂直移動】校舎が平屋建て 【通学】スクールバス 【校外学習】学校で対応 【宿泊学習】学校で対応 【修学旅行】学校で対応 【プール】学校で対応 【放課後】なし(部活は任意/ただし親の迎え等が必要) 【奨励費】①教科用図書の購入費、②学校給食費、③通学・帰省に要する交通費及び付添人の付添に要する交通費、④学校附設の寄宿舎居住に伴う経費、⑤修学旅行費、⑥学用品の購入費が支給</p>

注記:上記の体制(制度)は、全国的に見ると、相対的にかなり恵まれた事例と思われる。

Rev.1 2012.1.13 ★印部分追記

(参考) ※ 特別支援教育支援員(介助員)の地方財政措置[小・中学校]は平成19年4月~  
※ 特別支援教育支援員(介助員)の地方財政措置[高等学校]は平成23年4月~